

三浦市結婚新生活支援補助金

最大

60

万円補助

●補助対象

住宅取得費用
賃貸費用
引越費用
リフォーム費用

あなたの未来をサポート、幸せの第一歩を応援します



問合せ窓口：三浦市 政策部 政策課

☎：046-882-1111（内線212）

✉：seisaku0101@city.miura.kanagawa.jp



詳しくはこちら

対象となるご夫婦

- ①令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届が受理された世帯
- ②婚姻日において、夫婦の年齢が共に39歳以下
- ③夫婦の年間合計所得額が500万円未満
- ④市税等の滞納がないこと
- ⑤三浦市暴力団排除条例に規定する暴力団等ではないこと

補助の対象となる費用

- ①結婚を機に市内で新たに住宅を取得した費用
 - ②結婚を機に市内で新たに住宅を賃借する際に要した費用
(家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
 - ③結婚に伴う引越費用
 - ④結婚を機に市内の住宅を取得又は賃借した際のリフォームに要した費用
- ※令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払ったものに限りです

補助金の額

- ①夫婦ともに **29** 歳以下 最大 **60** 万円
- ②夫婦ともに **39** 歳以下 最大 **30** 万円



詳しくはこちら

このほかにも要件があります。
詳しくはQRコードから市ホームページ
「結婚新生活支援事業について」の
ページを必ずご確認ください。